

**自主防災組織の役割
自主防災会初動マニュアルについて**

学習目標と内容

・学習目標

地域で自主防災活動に取り組む際に、リーダーとして最低限必要と考えられる知識を身につける。

<目次>

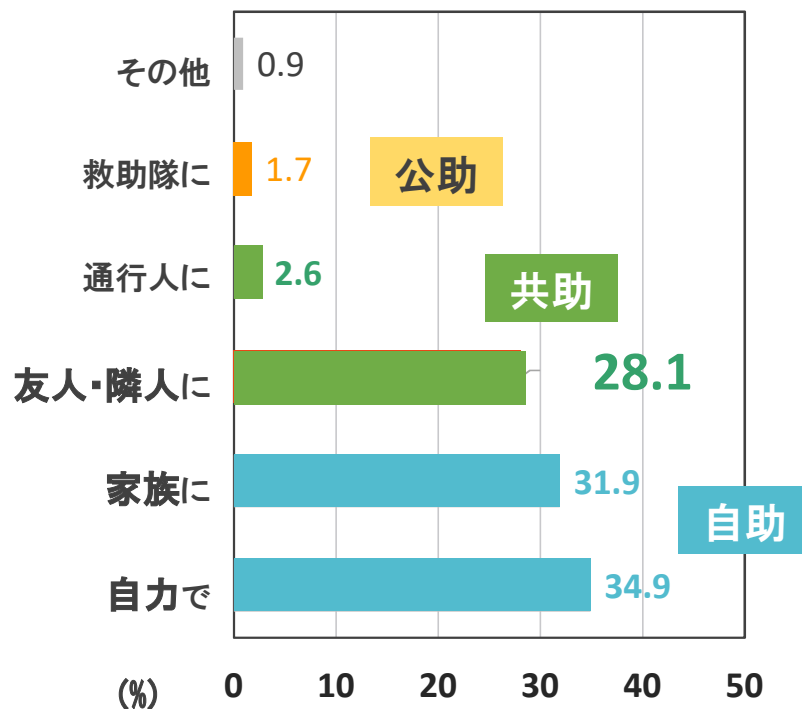
- 自主防災組織の役割等 P. 3～11
- 自主防災会初動マニュアルについて P.12～25
- 自主防災活動により被害を逃れた事例(茅野市) P.26

1.自主防災組織の役割等

災害が発生した地域における対応の実態（救助活動の実態）

阪神・淡路大震災において、倒壊家屋から救助したのは**自助**が66.8%、**共助**が30.7%、公助は2%足らず

阪神・淡路大震災における倒壊家屋からの
救助活動の主体



災害時(特に直後)は
「**公助**」が間に合わない

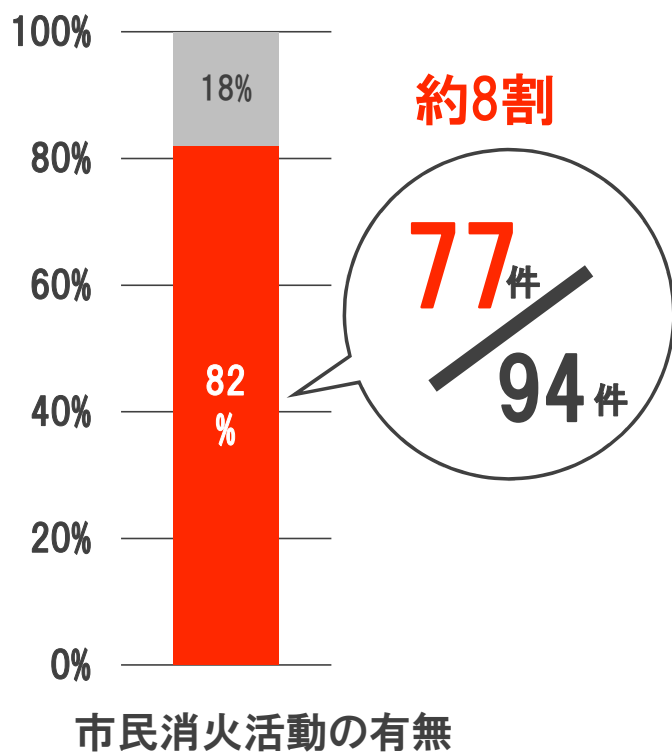


直後は
「**自助**」と「**共助**」で
守り抜く必要

参考：日本火災学会「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書(1996)」

災害が発生した地域における対応の実態（消火活動の実態）

阪神・淡路大震災時に、神戸市内で、調査した94か所の火災現場のうち、**約8割の77か所**で**市民消火活動**が展開された



長田区西代市場火災

自治会リーダーの呼びかけで、200人以上のバケツリレー
倒壊家屋を動かし延焼防止

東灘区御影西町火災

子どもを含む約300人がバケツリレー

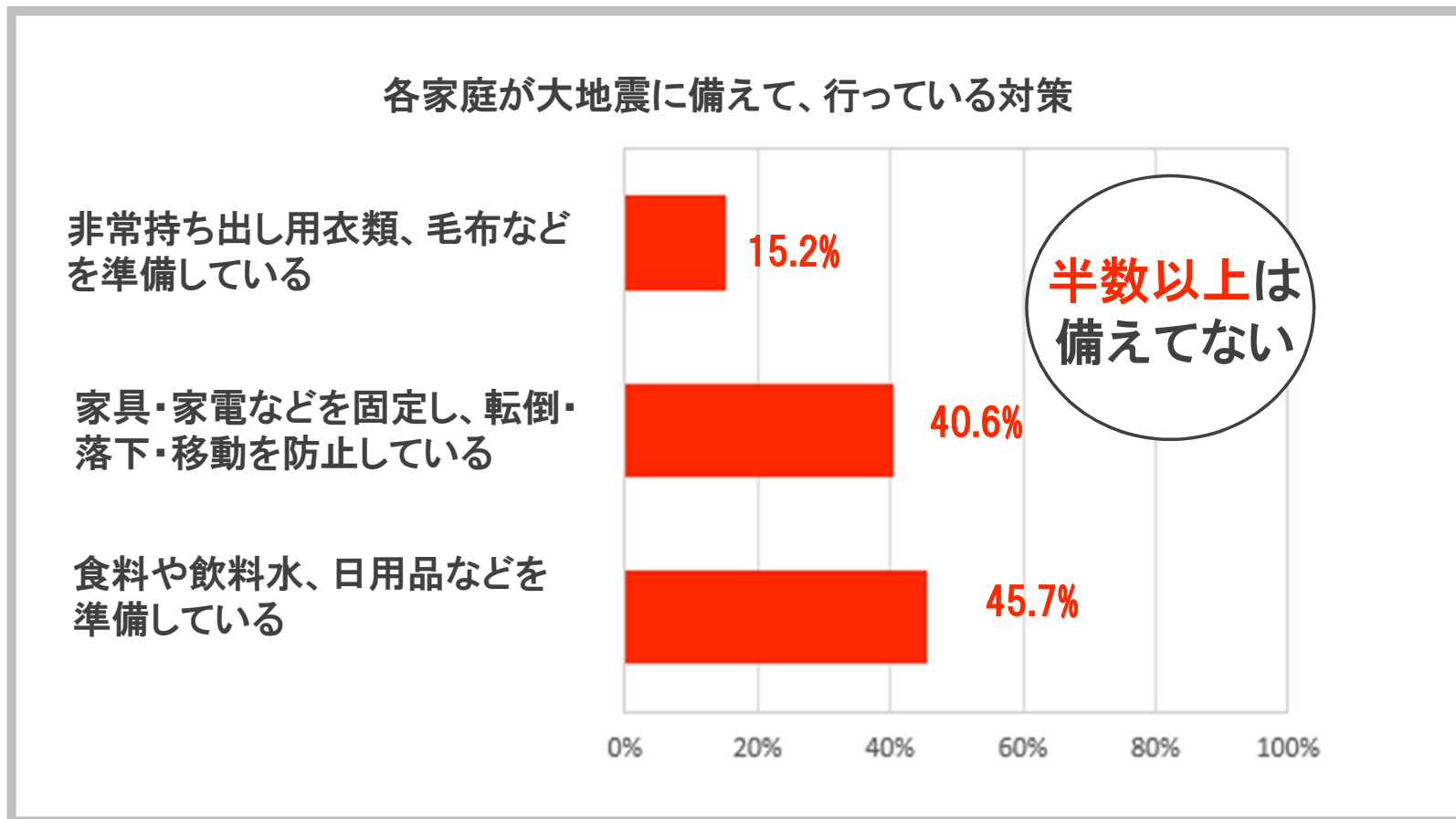
長田区東尻池町火災

近隣企業からポンプ、ホースなどの提供を受けて活用

参考：日本火災学会「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書(1996)」

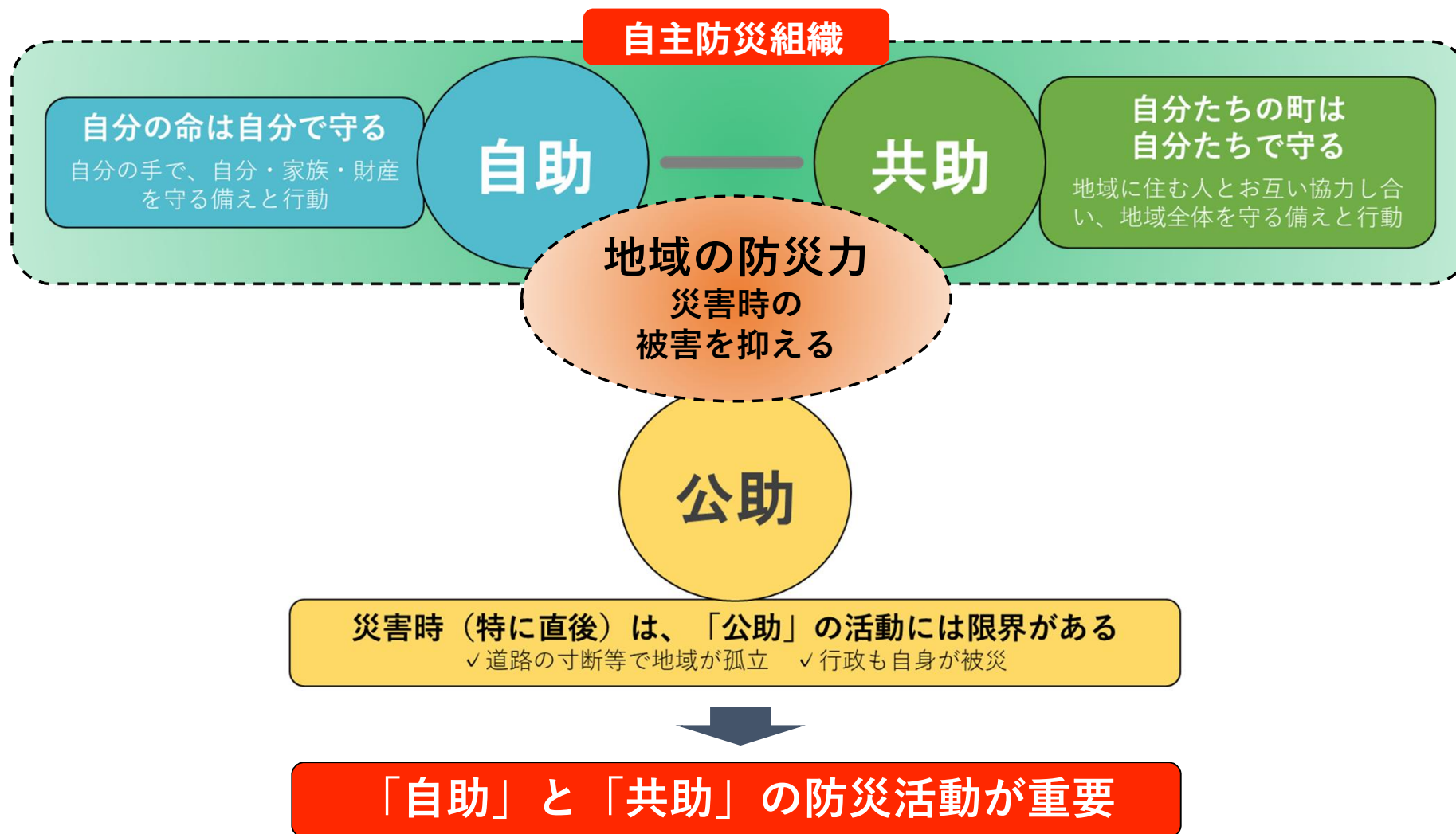
自助意識の現状

近年、自助の意識は高まってきているが、まだ不十分



参考：内閣府「平成29年度防災に関する世論調査」

自主防災組織の役割(自助・共助の重要性)



自主防災組織について

自主防災組織とは、自主的に結成された地域の防災活動の中核となる組織

- ・過去の災害体験や大地震発生の予想、ニュースの災害情報などをきっかけとして、防災意識が高まり、自治会等の既存の団体をベースに結成されることが多い

自覚

自分たちの地域は
自分たちで守る

目的

災害による被害を
予防し、軽減する

活動

防災教育、避難行
動要支援者対策、
避難所運営など

※地域によって様々

自主防災組織について

地域とのつながり・結びつきが希薄化する現在、**安心・安全な暮らしを守る地域社会づくり**には、「自助」・「共助」の力を高める自主防災組織の活動が不可欠

自主防災組織の日常における活動の目的

①

【自助力の向上】

各家庭での
防災対策の促進

②

【共助力の向上】

地域の
災害対応力の向上

平時の主な取り組み

平時から、防災意識の向上、地域の災害に対する備え、自助・共助の意識の向上などに取り組む

①

地域ぐるみでの
防災意識の醸成、
教育実施

②

家庭内の
安全対策の推進

③

地域の
災害危険個所
の把握

④

防災訓練

1. 自主防災組織の役割等

- まとめ -

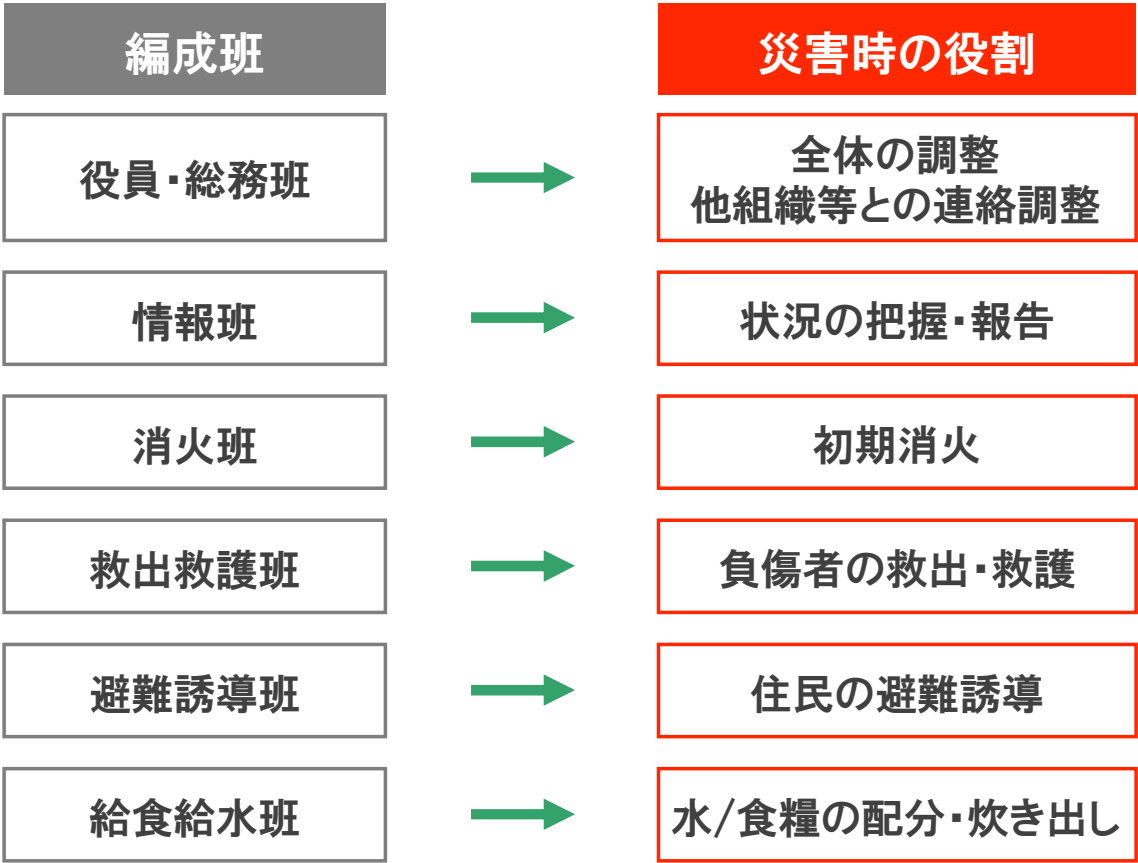
- ・ 自主防災組織は、主に共助の役割を果たすとともに、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。

2.自主防災会初動マニュアル について

自主防災組織の役割(災害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

以下のように各班を設置し、分担して対応を行う



自主防災組織の役割(地震災害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(1)震度5弱、震度5強の対応(警戒本部設置)

役員・情報班

- ① 自主的に公民館、集落センター等へ集合し、地震災害警戒本部を設置し、簡易デジタル無線および電話等で町役場に設置の報告をする。
- ② 情報班は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線(戸別受信機)、防災アプリ 等により情報を収集する。
- ③ 会長は、避難誘導班に要配慮者の安否を確認させる。
- ④ 被害が発生している場合は、災害対策本部に切り替え、各班で対応に当る。

避難誘導班

- ① 要配慮者の安否確認を行なう。
- ② 必要に応じ、本部へ支援を求める。

消火班・救出救護班・給食給水班

- ① 各班員は、自宅周辺で被害があった場合は、班長(副班長)へ報告する。
- ② 班長からの指示があるまで自宅で待機する。

ポイント

- 震度5弱以上で、自動的に地震災害警戒本部を設置する。
- まずは要配慮者の安否確認を行う。

自主防災組織の役割(地震災害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(2)震度6弱以上の対応(対策本部設置)

役員・情報班

- ① 自主的に公民館、集落センター等へ集合し、地震災害対策本部を設置し、簡易デジタル無線および電話等役場に設置の報告をする。
- ② 会長は、被害状況の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。
- ③ 班長、副班長は、会長の指示により災害対応に当る。
- ④ 情報班は、災害情報を収集し、必要に応じて住民へ伝達する。
- ⑤ 情報班は、住民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。
- ⑥ 情報班は、各班から入手した情報を整理し記録する。

避難誘導班

- ① 災害対策本部に直接参集せず、安否確認場所に集合して、住民(要配慮者を含む)の安否確認を行なう。
- ② 要配慮者の個別支援者は、直接担当する要配慮者の安否確認を行なう。
- ③ 可能な限り班長に安否確認着手の連絡をいれ、終了後は結果報告を行なう。
- ④ 安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署、町および災害対策本部に対して消火又は救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行い、他者が到着後は安否確認を継続する。
- ⑤ 避難者は安全な場所へ待機させておき、安否確認が終了した後、揃って避難所へ移動させる。

自主防災組織の役割(地震災害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(2)震度6弱以上の対応(対策本部設置)

消火班

- ① 火災を発見しない限りは、まずは災害対策本部へ集合する。火災を発見した場合は、消防署、町並びに災害対策本部に連絡を入れた後、現地で消火作業に当る。
- ② 班長の指示にて火災発生現場へ駆けつけ、町・消防署・消防団と連携して消火作業を行なう。
- ③ 状況によっては、救出救護班とともに救助活動を行う。
- ④ 区民の安否が確認できたら、道路や山の斜面に亀裂等が無いかわけ被害状況を点検し、異常が見られた場合は町に連絡する。

救出救護班

- ① 家屋倒壊などの被害が見られない場合は、まずは災害対策本部に集合する。
- ② 区内をパトロールして、被害状況を把握する。
- ③ 要救助者を発見したら、消防署、町並びに災害対策本部に連絡を入れた後、班長の指示にて、町・消防署・消防団と連携して救助活動を行う。
- ④ 状況によっては、消火班とともに消火活動を行う。

自主防災組織の役割(地震災害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(2)震度6弱以上の対応(対策本部設置)

救出救護班

- ① 地震災害の初動時には、避難誘導班とともに住民の安否確認を行なう。
- ② 町からの支給や自主防災会の備蓄物資、もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行う。

ポイント

- 震度 6 弱以上で自動的に地震災害対策本部を設置する。
- 各班は、事前に取り決められた役割を遂行する。
- 避難誘導班は、救助活動等は他班に委ねて区民全体の安否確認を優先し、被害状況の全容を掴み本部へ連絡する。
⇒本部は、全容を掴むことにより効率的な人員の配置を行なう。

自主防災組織の役割(風水害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(1)風水害警戒本部の設置

役員・情報班

次のいずれかの事項が発生したときは、公民館、集落センター等に集合し、風水害警戒本部を設置し、簡易デジタル無線および電話等で町役場に設置の報告をする。

ただし、①と②は町からの要請により集合し、③と④は会長からの連絡により集合する。

- ① 気象台が、大雨・洪水警報を発表したとき
- ② 河川の水位が上昇し、今後更にまとまった降雨が見込まれるとき
- ③ 1時間に50mm以上の土砂振り雨が降ったとき
※1時間に50mm以上の雨が降ると、水しぶきであたり一面、白くなる。
- ④ その他、会長が必要と感じたとき

ポイント

- 大雨・洪水警報の発表や水位の状況など、一定の基準を設けて警戒本部を設置する。警戒本部は、災害対応の準備段階として設置する。

自主防災組織の役割(風水害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(2)風水害警戒本部設置時の各班の役割

役員・情報班

- ① 緊急連絡網により、自主防災会構成員に警戒本部の設置を連絡し、簡易デジタル無線および電話等で町役場に設置の報告をする。
- ② 要配慮者に対して、個別支援者を通じて警戒本部の設置を連絡する。
- ③ 情報班は、集合後、テレビやインターネット、防災行政無線(戸別受信機)、防災アプリ等により気象情報を収集する。
- ④ 情報班は、告知放送等で住民に注意喚起する。

消火班

- ① 班長の指示により、区・集落組合内の危険箇所等をパトロールする。
- ② 異常があった場合は、本部へ連絡する。

自主防災組織の役割(風水害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(2)風水害警戒本部設置時の各班の役割

避難誘導班

- ① 要配慮者等の所在を事前に確認をしておく。(自宅か自宅以外か)
- ② 要配慮者等へ随時情報提供を行なうとともに、いつでも避難できるように事前準備をお願いしておく。(食料、常備薬等の準備を促す。)

救出救護班

- ① 救助用具を直ぐに持ち出せるよう事前準備を行なう。

給食給水班

- ① 班長の指示があるまで、自宅待機を行う。

ポイント

- 警戒本部体制では、役割のない班員も自宅等に待機し、出動の準備を行う。

自主防災組織の役割(風水害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(3)風水害対策本部の設置

役員

次のいずれかの事項が発生したときは、自主防災会の構成員に風水害対策本部を設置することを宣言するとともに、住民に風水害対策本部設置を周知する。

- ① 町が高齢者等避難を発表したとき
- ② 県・気象台が町に土砂災害警戒情報を発表したとき
- ③ 区・集落組合内の国・県・町道等が冠水するか冠水することが予想されるとき
- ④ 区・集落組合内で要避難者が出たとき
- ⑤ その他、会長が必要と感じたとき

自主防災組織の役割(風水害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(4)風水害対策本部設置時の各班の役割

対策本部設置時には、班ごとに次の役割を担うが、これは一つの目安に過ぎず、状況に応じて会長等の指示により班の枠を超えた支援体制を組むものとする。

役員・情報班

- ① 会長は、気象状況や河川水位の把握に努め、各班に指示を出し対応に当らせる。また、随時町と情報連携を図る。
- ② 班長、副班長は、会長の指示により災害対応にあたる。
- ③ 役員は一次避難所を開設し、避難者を受け入れる際は、名簿の作成をする。
- ④ 情報班は災害情報を収集し、必要に応じて区民・集落組合員へ伝達する。
- ⑤ 情報班は住民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。
- ⑥ 情報班は各班から入手した情報を整理し記録する。

消火班

- ① 堤防の越水等の発生が予想される場合は、町、消防団と連携して土のう積みを行なう。

自主防災組織の役割(風水害時)

富士見町自主防災会初動マニュアルより

(4)風水害対策本部設置時の各班の役割

避難誘導班

- ① 要配慮者へ随時災害情報の提供を行なうとともに、状況に応じて早めの避難支援を行う。町からの高齢者等避難の発令を要配慮者の避難支援の目安とする。**なお、高齢者等避難の発令前でも、必要と判断される場合は、高齢者等に限らず避難支援を行う。**
- ② 町の避難指示が発令された場合は、一定のエリアごとに住民を集団で避難させる。

救出救護班

- ① 町、消防署、消防団と連携し、避難が遅れた者の避難支援、および救助を行う。

給食給水班

- ① 町からの支給や自主防災会の備蓄物資、もしくは各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行う。
- ② 水害時の避難所における食料、飲料水、毛布などは避難者各自が持参することが原則であるが、不足が生じる場合に備えて、予め準備しておく。

ポイント

- 町からの避難指示が発令前でも、必要と感じたら避難行動を行う。
- 班割り是一个の目安。必要に応じて会長等の指示により相互支援を行う。

役員の心構えと行動基準

富士見町自主防災会初動マニュアルより

役員としての心構え

災害時には、各集落の自主防災組織は防災関係機関と一体となり、地区住民の生命、身体および財産を災害から守るため、災害応急対策活動を行うこととなります。

また、役員およびその家族も被災することが予想される。いかなる場合でも役員自身が混乱することなく、災害対策活動を円滑に行うためには、日頃からの心構えが大切です。

役員の行動基準

大災害が発生した場合には、日常では考えられないような混乱が生じるおそれがあります。

地区住民の混乱を抑え、適切な災害応急活動を円滑に行うため、役員は、以下の行動基準を十分認識しておく必要があります。

まとめ

- 自主防災組織は、主に共助の役割を果たすとともに、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。
- 自主防災組織は、災害時に先頭に立って防災活動を行うために、災害時だけではなく、平常時からリーダーシップを発揮して活動しましょう。
- 地域に暮らす多様な人達を巻き込み、活動に参画する仲間を増やしましょう。

【参考】自主防災活動により被害を逃れた事例（茅野市）

- 令和3年9月5日、茅野市下馬沢川において、複数の民家が巻き込まれる土石流災害が発生。
- 地域では例年避難訓練を実施し、災害への意識を高めていたことに加え、避難指示発令後、防災無線により避難を呼びかけた。また、地区役員等が住民に直接声をかけて回り、住民の多くが事前に避難して人的被害は無かった。

大雨警報
(土砂災害) 発表

土砂災害警戒
情報発表

避難指示発令

土石流発生
(夜間)

9/518:3419:40

地区の多くの住民が避難

18:30

茅野市

19:30

茅野市

強い雨域がかかり
続いている

高部公民館

19:30～20:00
地区住民 高部公
民館へ一時避難

20:00～
中央公民館
へ移動
(約2.5km)

【被害状況】
人的被害:なし
全壊:3
床上浸水:4 床下浸水:29
非住家:52

地域における平時の取組み

防災マップの作成

避難訓練の実施